

証券コード 6946
2021年6月8日

株 主 各 位

(本店所在地)
神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2
(本社事務所)
神奈川県横浜市都筑区池辺町4475番地

日本アビオニクス株式会社

代表取締役 竹 内 正 人

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、皆様の安心・安全および新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることからご用意できる座席数が減少する見込みのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月23日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番8号
新横浜国際ホテル マナーハウス南館 |

※2020年5月に本社機能を神奈川県横浜市都筑区に移転しましたので、本年より株主総会の開催場所を変更することといたしました。

従前の会場とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

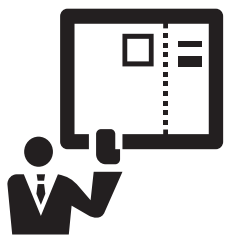
- 報告事項**
1. 第71期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
以上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ・ 当日ご出席される株主様におかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、会場受付付近でスクリーニング用の赤外線サーモグラフィで体表温を測定させていただき、発熱があると疑われる方は、体温計で体温測定をお願いいたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りいたします。
 - ・ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ・ 当総会に関する「定時株主総会決議ご通知」および「報告書（株主通信）」につきましては、当期より書面の郵送に代えて当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）に掲載してご報告させていただきます。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により会場が利用できなくなる場合には、変更場所等を当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）にてご案内をいたします。


株主総会の来会記念品はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時00分到着分まで



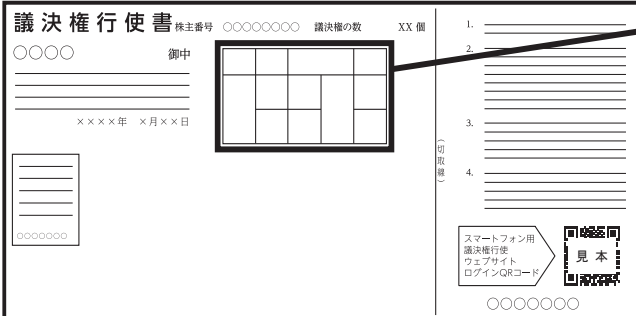
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封封筒
見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

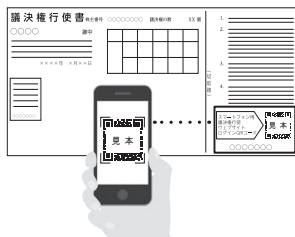
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



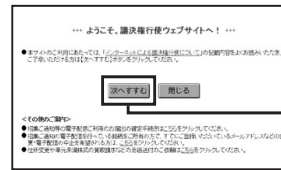
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

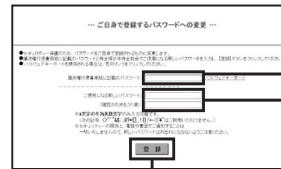
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が制限され、景気は急速に悪化しました。各種政策の効果により持ち直しの動きがみられましたが、感染の再拡大が深刻化しており、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境は、民間設備投資は低迷しているものの、5G（第5世代移動通信システム）関連の設備投資や新型コロナウイルス感染症対策関連の需要は堅調に推移しました。

このような状況の中で当社グループは、まず社会基盤の維持に不可欠な当社グループ製品の製造を継続する一方、WEBを活用した商談を進めることによりお客様のニーズを把握、実現するとともに、従業員の勤務は時差出勤等を拡充することにより、安心・安全を第一に考え活動することで感染症拡大防止に努めました。そのうえで、急激に変化する事業環境に対処するため、需要が拡大している製品の生産能力増強や新製品発売を柔軟かつ迅速な意思決定により実行いたしました。また、本店および事業所の集約により、部門間の更なる連携強化や固定費削減等により経営効率向上をはかりました。

この結果、年初の業績見通しを大幅に上回り、連結売上高は前期比33億89百万円増加の201億95百万円（前期比20.2%増）、連結利益は売上高増加に加え、原価改善および諸経費削減に努めたことから、営業利益は前期比12億79百万円増加の13億63百万円、経常利益は前期比12億64百万円増加の12億89百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益および経常利益が改善する一方、将来に向けた盤石な経営基盤の確立と強固な経営体質への改善に向けて、人材パフォーマンスの最大化と従業員の多様なライフプラン支援のための特別転進支援施策の実施に伴う特別損失を計上したことから、前期比9億54百万円増加の10億30百万円となりました。

また、将来にわたる優先株式の配当負担の軽減と普通株式への転換に伴う株式の希薄化の抑制をはかるため、優先株式の一部取得および消却を行うことといたしました。このため、剰余金の配当につきましては、前述のとおり優先株式の消却を優先させていただくため、普通株式、第1種優先株式および第2種優先株式のいずれについても無配とさせていただきます。

(2) 部門別の事業の概況

情報システム

情報システムは、事業拠点の集約により製販一体となった受注活動を一層推進するとともに、収益力向上のため、QCD（品質、コスト、納期）の改善活動を継続的に取り組みました。これらにより、防衛省の国内調達伸びない中で受注高は増加するとともに、セグメント利益も増加しました。

この部門の当期の売上高は前期比4億76百万円増加の123億96百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は前期比53百万円増加の1億66百万円となりました。

電子機器

電子機器は、民間設備投資の低迷の影響はあるものの、接合機器は5G関連、赤外線機器は新型コロナウイルス感染症対策関連の需要が堅調に推移し、これに応えるため、それぞれ生産能力増強に努めました。また、赤外線機器は感染症対策として、赤外線サーモグラフィカメラの国内トップメーカーとして社会の安心・安全に供するため、国産のスクリーニング用新製品を発売しました。これらにより、売上高は増加するとともに、セグメント利益も増加しました。

この部門の当期の売上高は前期比29億13百万円増加の77億98百万円（前期比59.6%増）、セグメント利益は前期比12億26百万円改善の11億96百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期は、情報システム用生産設備の増強などに総額1億80百万円の設備投資を行いました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、各種政策の効果や海外経済の持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、変異株の感染拡大に対する懸念などにより、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況の中で当社グループは、引き続き社会基盤の維持に不可欠な当社グループ製品の製造を継続する一方、お客様、従業員の安心・安全を第一に考え活動することで感染症拡大防止に努めます。そのうえで、世界的な環境意識の高まりや新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式に適応した需要の変動を的確に捉えた事業活動を推進いたします。また、組織機構改革により収益基盤の更なる強化、間接業務の効率化を進め、持続的な成長と一層の企業価値向上に努めてまいります。

事業別には以下の施策を推進してまいります。

情報システム

これまで注力していたQCDの改善活動は、成果があがっていることから、今後も継続展開してまいります。また、組織機構改革を実施するとともに連結子会社福島アビオニクス株式会社と一体となった生産体制構築により収益力を強化してまいります。

電子機器（接合機器）

デジタル社会への移行や自動車市場におけるCASEと呼ばれる技術革新により、関連市場は引き続き堅調と思われま

電子機器（赤外線機器）

す。これらの需要獲得のため、お客様の新型コロナウイルス感染症対策や評価時間短縮のための接合サンプルテストのリモート実験の推進や海外販売網の強化を進め、部品および材料の変化に対応したソリューション提案で顧客の価値向上に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症対策に要する赤外線サーモグラフィカメラは低価格化が進むものの、導入費用につき国土交通省から支援策が発表されるなど、関連市場は堅調と思われま

す。国内トップメーカーとしてその需要に応えるとともに、感染症対策以外のスマート保安、ヘルスケアなどの今後拡大する領域に対するソリューション提案を進め、拡販に努めてまいります。

上記の諸施策を徹底推進することにより、収益力の向上をはかり、優先株式を早期に取得・消却し、復配を目指して全社一丸となって邁進する所存であります。

(注) CASEとは、Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared&Services（シェアリングとサービス）、Electric（電気自動車）の頭文字をとった略称です。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2017年度 (第68期)	2018年度 (第69期)	2019年度 (第70期)	2020年度 (当期)
受 注 高(百万円)	19,712	16,425	16,217	21,673
売 上 高(百万円)	18,707	17,460	16,805	20,195
経 常 損 益(百万円)	△ 764	△ 155	25	1,289
親会社株主に帰属 する当期純損益(百万円)	606	22	76	1,030
1株当たり当期純損益(円)	214.87	7.83	27.10	364.98
総 資 産(百万円)	27,581	26,492	24,816	26,217
純 資 産(百万円)	8,981	9,029	9,137	10,296
1株当たり純資産(円)	2,365.75	2,383.05	2,421.14	2,851.88

(注) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2017年度 (第68期)	2018年度 (第69期)	2019年度 (第70期)	2020年度 (当期)
受 注 高(百万円)	19,705	16,413	16,209	21,637
売 上 高(百万円)	18,700	17,449	16,798	20,161
経 常 損 益(百万円)	△ 250	△ 153	△ 2	1,231
当 期 純 損 益(百万円)	△ 65	1,289	68	1,012
1株当たり当期純損益(円)	△ 23.03	456.71	24.14	358.69
総 資 産(百万円)	25,598	25,260	23,504	24,650
純 資 産(百万円)	6,849	8,139	8,206	9,163
1株当たり純資産(円)	1,610.97	2,067.69	2,091.75	2,450.92

(注) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	当社株式の議決権比率	関係内容
NAJホールディングス株式会社	50.11%	当社との間に取引関係はありません。

(注) 当社の取締役 稲垣伸一氏は、NAJホールディングス株式会社の代表取締役であります。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
福島アビオニクス株式会社	450百万円	100%	情報システム製品等の製造

④ その他

2020年1月31日付で日本電気株式会社の連結子会社ではなくなったことに伴い、同社との間で、当社と同社グループとのパートナーシップを維持することを目的とした「取引継続に関する覚書」と、ITシステムの取り扱い、人事交流等に関する両社間の継続的連携を目的とした「継続的連携に関する覚書」を締結しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

部 門	主 要 製 品
情 報 シ ス テ ム	表示・音響関連装置、誘導・搭載関連装置、 指揮・統制関連装置、ハイブリッドIC
電 子 機 器	接合機器、赤外線機器

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 横 浜 市
中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
西 日 本 支 店	大 阪 府 大 阪 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
横 浜 事 業 所 (登 記 上 の 本 店)	神 奈 川 県 横 浜 市
新 横 浜 事 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市

(注) 本社は、2020年5月11日をもって東京都品川区から神奈川県横浜市に移転しております。
また、登記上の本店は、2020年6月24日をもって東京都品川区から神奈川県横浜市の横浜
事業所に移転しております。

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
福 島 ア ビ オ ニ ク ス 株 式 会 社	福 島 県 郡 山 市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数
情 報 シ ス テ ム	413名
電 子 機 器	168名
全 社 (共 通)	117名
合 計	698名

(注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。

2. 特別転進支援施策等により前期と比較して77名減少しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
613名	△78名	47.9才	21.0年

(注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。

2. 特別転進支援施策等により前期と比較して78名減少しております。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,810百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,180百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,010百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	8,000,000株
普通株式	7,600,000株
第1種優先株式	4,000,000株
第2種優先株式	1,500,000株

(2) 発行済株式の総数	5,073,000株
普通株式	2,830,000株
第1種優先株式	783,000株
第2種優先株式	1,460,000株

(注) 2020年8月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期と比較して、第1種優先株式が17千株および第2種優先株式が40千株、それぞれ減少しております。

(3) 株主数	普通株式	3,198名
	第1種優先株式	1名
	第2種優先株式	1名

(注) 第1種優先株式および第2種優先株式は、日本電気株式会社が全株所有しております。

(4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数				持株比率	議決権比率
	普通株式	第1種優先株式	第2種優先株式	合計		
日本電気株式会社	—	783千株	1,460千株	2,243千株	44.27%	—
NAJホールディングス株式会社	1,415千株	—	—	1,415千株	27.93%	50.11%
株式会社SBI証券	53千株	—	—	53千株	1.06%	1.91%
バンクオブニューヨーク・ジーシーエムクライアントアカウント ジェイピーアールデイアイエス ジーエフイーイーエイシー	48千株	—	—	48千株	0.96%	1.71%
株式会社三井住友銀行	44千株	—	—	44千株	0.87%	1.56%
マネックス証券株式会社	35千株	—	—	35千株	0.70%	1.25%
日本アビオニクス従業員持株会	28千株	—	—	28千株	0.57%	1.02%
JPモルガン証券株式会社	25千株	—	—	25千株	0.51%	0.92%
三井住友信託銀行株式会社	24千株	—	—	24千株	0.49%	0.88%
住友生命保険相互会社	21千株	—	—	21千株	0.43%	0.77%

(注) 1. 持株比率および議決権比率は、自己株式(6,171株)を控除して計算しております。
2. 第1種優先株式および第2種優先株式は、議決権がありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	竹 内 正 人	経営全般および業務運営の総括
取締役 執行役員	山 後 宏 幸	経営企画本部担当 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
取締役会長	呉 文 精	日本産業パートナーズ株式会社 シニアアドバイザー
取締役	延 岡 健太郎	大阪大学大学院経済学研究科 教授
取締役	加 藤 精 彦	
取締役	稲 垣 伸 一	日本産業パートナーズ株式会社 取締役兼マネー ジングディレクター NAJホールディングス株式会社 代表取締役
監査役（常勤）	篠 田 亨	
監査役	千 原 真衣子	片岡総合法律事務所 パートナー弁護士
監査役	木 邨 系 紀	日本産業パートナーズ株式会社 シニアエグゼクティブ

- (注) 1. 取締役 呉文精、延岡健太郎および加藤精彦の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は延岡健太郎および加藤精彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。
2. 監査役 篠田亨、千原真衣子および木邨系紀の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は千原真衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。
3. 監査役 木邨系紀氏は、大手金融機関における経験や日本産業パートナーズ株式会社において経理責任者を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当期中に退任した取締役および監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任理由は次のとおりであります。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任理由）
上 田 勇	取締役 執行役員常務	2020年6月24日（任期満了）
秋 津 勝 彦	取締役	2020年6月24日（任期満了）
望 月 愛 子	取締役	2020年6月24日（任期満了）
鈴 木 智 雄	監査役	2020年6月24日（任期満了）

鈴木智雄氏は、日本電気株式会社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）呉文精、延岡健太郎、加藤精彦および稲垣伸一の各氏ならびに監査役 千原真衣子および木邨系紀の両氏とは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

業務執行取締役の報酬は、一定の水準での月額報酬（給与）ならびに業績評価および当社の株価に連動した報酬（賞与）で構成されます。業務執行取締役の報酬（賞与）については、対象事業年度の会社業績との連動性に加え、中長期的な企業価値の向上と株価上昇の意欲を高めるための株価との連動性を確保するとともに、成果・貢献度を総合的に勘案して決定しております。このうち、会社業績との連動性については、対象事業年度の受注、売上、営業損益等の指標とそれらの伸長率などをベースとした指標を選定し、透明性を確保しております。

非業務執行取締役の報酬（給与）は、会社の業績とは連動せず、一定の金額を支払っております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第70期定時株主総会において年額2億円以内（うち、社外取締役は3千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。また、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会決議において年額4千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

独立社外取締役を委員の過半数および議長とする指名・報酬会議に審議された取締役の報酬等の算定方法を踏まえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会から一任された代表取締役執行役員社長が個人別の報酬等を決定しております。

取締役会は、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役	9名	55百万円	12百万円	67百万円
監 査 役	4名	23百万円	－百万円	23百万円
計	13名	79百万円	12百万円	91百万円

- (注) 1. 上記には、2020年6月24日付で退任した取締役3名および監査役1名を含んでおりません。
2. 執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかに使用人分給与は支払っておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
(2021年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	呉 文 精	日本産業パートナーズ株式会社 シニアアドバイザー
社 外 取 締 役	延 岡 健太郎	大阪大学大学院経済学研究科 教授
社 外 取 締 役	加 藤 精 彦	なし
取 締 役	稲 垣 伸 一	日本産業パートナーズ株式会社 取締役兼マネージングディレクター NAJホールディングス株式会社 代表取締役
社 外 監 査 役	篠 田 亨	なし
社 外 監 査 役	千 原 真衣子	片岡総合法律事務所 パートナー弁護士
社 外 監 査 役	木 邨 系 紀	日本産業パートナーズ株式会社 シニアエグゼクティブ

- (注) 1. 日本産業パートナーズ株式会社は、その完全子会社の日本産業第5号GP株式会社が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合を通して、当社の親会社であるNAJホールディングス株式会社に24.11%出資しており、間接的に当社の株式を保有しております。
2. 大阪大学と当社との間に特別の関係はありません。
3. 片岡総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。
4. 取締役 稲垣伸一氏は、2020年9月17日付で当社の親会社であるNAJホールディングス株式会社の代表取締役に就任したため、同日付で社外取締役ではなくなっております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	呉 文 精	就任後に開催された取締役会へは13回すべてに出席しております。経営者としての経験や知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、事業収益やキャッシュフローの改善について積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、社外取締役会長として、取締役会外でも幹部と積極的に対話を行うなどの活動を行っております。
社外取締役	延 岡 健太郎	当期に開催された取締役会へは15回すべてに出席しております。製品開発や顧客価値創造に関する豊富な知識と高い見識に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、売上総利益（GP）の改善について積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	加 藤 精 彦	就任後に開催された取締役会へは13回すべてに出席しております。経営者としての経験や知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、電子機器事業の業績について積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	稲 垣 伸 一	就任後に開催された取締役会へは13回すべてに出席しております。投資銀行等に関する経験や知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、業績に影響するリスクについて積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	篠 田 亨	当期に開催された取締役会へは15回すべてに出席し、監査役会へは12回すべてに出席しております。経営会議その他重要な会議においても議論に参画するなど、企業法務に係る経験と知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。
社外監査役	千 原 真衣子	当期に開催された取締役会へは15回すべてに出席し、監査役会へは12回すべてに出席しております。それぞれ弁護士としての専門的な知識と経験に基づく意見を述べ、提言等を行いました。
社外監査役	木 邨 系 紀	就任後に開催された取締役会へは13回すべてに出席し、監査役会へは10回すべてに出席しております。それぞれ経理・財務に係る経験と知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	9名	40百万円

(注) 取締役 稲垣伸一氏は、2020年9月17日付で当社の親会社であるNAJホールディングス株式会社の代表取締役に就任したため、同日付で社外取締役ではなくなっております。これに伴い、社外役員の報酬等の総額には、同日までの報酬等の額を含めて記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	74百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を定め、内部統制システムを整備し、運用しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員は、当社および子会社（以下「A v i oグループ」という。）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定したA v i oグループ企業行動憲章およびA v i oグループ行動規範を率先垂範する。
- ② 経営企画本部は、A v i oグループ企業行動憲章およびA v i oグループ行動規範の周知徹底のための活動を行い、監査部門は、A v i oグループにおける法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善提案を行う。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの社会的責任の遂行のために、執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持・改善に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ A v i oグループ行動規範の違反またはそのおそれのある事実に関する主な情報の提供先および相談窓口は、監査部門とする。
- ⑥ 監査部門は、A v i oグループに内部通報制度「コンプライアンスホットライン」の周知徹底をはかり、A v i oグループ行動規範に違反する事実またはそのおそれのある事実の発見に努める。
- ⑦ リスク・コンプライアンス委員会は、A v i oグループのリスク管理体制・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明および再発防止の審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善を推進する。
- ⑧ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、文書規程に基づき適切に作成し、保存・管理する。
- ② 情報セキュリティについては、I Tマネジメント基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、法令等に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。
- ④ 企業秘密については、企業秘密管理規程に基づき適切に管理する。

- ⑤ 個人情報については、法令および個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① A v i oグループにおける重要なリスクについては、経営企画本部を主管部門とし、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会で抽出、分析、評価等のうえ、経営会議でその対策について十分な審議を行い、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正かつ効率的な遂行のためのリスク管理を適切に実施する。
- ③ 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士・公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析し、対策を検討する。
- ④ 事業部門およびスタッフ部門は、A v i oグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および執行役員にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、監査役に報告する。
- ⑤ 監査部門は、各部門のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況の監査を行う。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、A v i oグループの事業運営に関して迅速な意思決定および機動的かつ効率的な職務執行体制を推進する。
- ② 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの中期経営計画および予算を決定し、その進捗状況の報告を受け、執行状況を監督する。
- ④ 執行役員は、取締役会で定めたA v i oグループの中期経営計画および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について、執行役員、本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認する。
- ⑤ 代表取締役等は、適宜、取締役会で業務執行取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。
- ⑥ 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑦ 執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対して、関係会社管理規程に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の

適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

- ② 当社は、A v i oグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社に対し、必要に応じて取締役または監査役を派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- ③ 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。
- ④ 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- ⑤ 監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- ⑥ 監査役は、A v i oグループにおける業務の適正の確保のため、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当該子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① A v i oグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性と信頼性の確保に努める。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人が必要な場合、適切な使用人をその任にあて、当該使用人について業務執行からの独立性を確保する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等に関する報告を行うよう指導する。
- ② 監査部門長は、監査役に対し、内部通報制度「コンプライアンスホットライン」の運用状況について定期的に報告し、取締役にA v i oグループ行動規範に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度に基づく通報または監査役への職務の執行状況等に関する報告を行ったことを理由として、A v i oグループの取締役および使用人に対し不利な取扱いを行わない。

- ④ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、必要に応じ、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査役は、定時および臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(注) 当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、2021年4月1日付で、内部統制システムに関する基本方針を改定する決議を行っており、上記には、改定後の内容を記載しております。主な改定内容は、リスク管理体制の強化をはかるため、CSR・コンプライアンス委員会をリスク・コンプライアンス委員会へ名称変更のうえ、同委員会において重要なリスクの抽出、分析、評価等を行うこととし、リスクに関する審議を同委員会へ集約したものであります。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・ コンプライアンス体制については、当社グループに対して、コンプライアンス教育を実施するなど、A v i oグループ行動規範の内容を周知する活動を展開しております。
- ・ 内部通報制度については、通報があった場合は、まず監査役に報告するものとし、CSR・コンプライアンス委員会や取締役会において適切に報告され、必要な対応を行っております。
- ・ 情報の管理については、定期的に情報セキュリティ教育を実施しております。
- ・ リスク管理については、当社グループの重点リスクを設定し、その対策結果も含め経営会議にて議論を行っております。特に重要な案件については、取締役会にも報告しております。
- ・ 事業の執行状況の監督については、取締役会において、社外取締役を含め、忌憚のない意見交換や議論をとおして適切に行われています。
- ・ 内部統制システムの整備・運用については、取締役会で、監査部門の監査報告に基づき、当事業年度の内部統制システムに関する基本方針は適切に運用され、企業集団としての内部統制システムが有効に整備・運用されていることを確認しております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,978	流 動 負 債	10,782
現金および預金	2,291	支払手形および買掛金	3,902
受取手形および売掛金	11,288	短期借入金	4,320
たな卸資産	4,234	未払法人税等	66
その他	163	賞与引当金	722
固 定 資 産	8,239	製品保証引当金	120
有形固定資産	4,734	その他	1,650
建物および構築物	649	固 定 負 債	5,139
機械装置および運搬具	51	長期借入金	880
工具器具備品	172	繰延税金負債	455
土地	3,847	再評価に係る繰延税金負債	993
建設仮勘定	13	退職給付に係る負債	2,698
無形固定資産	134	その他	112
投資その他の資産	3,370	負 債 合 計	15,921
投資有価証券	14	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	3,261	株 主 資 本	7,278
繰延税金資産	4	資 本 金	5,895
その他	109	利 益 剰 余 金	1,398
貸倒引当金	△18	自 己 株 式	△15
資 産 合 計	26,217	その他の包括利益累計額	3,017
		その他有価証券評価差額金	0
		土地再評価差額金	2,254
		退職給付に係る調整累計額	762
		純 資 産 合 計	10,296
		負 債 純 資 産 合 計	26,217

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	20,195
売上原価	14,840
売上総利益	5,354
販売費および一般管理費	3,990
営業利益	1,363
営業外収益	18
受取利息および配当金	0
その他	17
営業外費用	91
支払利息	49
その他	42
経常利益	1,289
特別損失	352
固定資産除却損	5
事業構造改善費用	330
災害による損失	16
税金等調整前当期純利益	937
法人税、住民税および事業税	30
法人税等調整額	△123
当期純利益	1,030
親会社株主に帰属する当期純利益	1,030

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日期首残高	5,895	-	425	△15	6,305
連結会計年度中の変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		57	△57		-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,030		1,030
自己株式の取得				△57	△57
自己株式の消却		△57		57	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	973	△0	973
2021年3月31日期末残高	5,895	-	1,398	△15	7,278

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年4月1日期首残高	△0	2,253	578	2,831	9,137
連結会計年度中の変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
親会社株主に帰属する当期純利益					1,030
自己株式の取得					△57
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	0	1	184	185	185
連結会計年度中の変動額合計	0	1	184	185	1,159
2021年3月31日期末残高	0	2,254	762	3,017	10,296

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,620	流 動 負 債	10,835
現金および預金	2,276	支払手形	1,586
受取手形	908	買掛金	2,537
売掛金	10,368	短期借入金	4,320
たな卸資産	3,753	未払金	1,045
前渡金	9	未払法人税等	61
前払費用	49	未払費用	209
未収入金	248	前受金	199
その他	5	賞与引当金	658
固 定 資 産	7,030	製品保証引当金	120
有形固定資産	4,198	その他	96
建物および構築物	431	固 定 負 債	4,651
機械装置および運搬具	49	長期借入金	880
工具器具備品	161	繰延税金負債	135
土地	3,544	再評価に係る繰延税金負債	993
建設仮勘定	10	退職給付引当金	2,530
無形固定資産	121	その他	112
ソフトウェア	120	負 債 合 計	15,486
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,710	株 主 資 本	6,909
投資有価証券	14	資 本 金	5,895
関係会社株式	450	利 益 剰 余 金	1,029
前払年金費用	2,155	繰越利益剰余金	1,029
その他	109	自 己 株 式	△15
貸倒引当金	△18	評価・換算差額等	2,254
資 産 合 計	24,650	その他有価証券 評価差額金	0
		土地再評価差額金	2,254
		純 資 産 合 計	9,163
		負 債 純 資 産 合 計	24,650

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	20,161
売 上 原 価	15,037
売 上 総 利 益	5,123
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	3,818
営 業 利 益	1,304
営 業 外 収 益	22
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	5
そ の 他	17
営 業 外 費 用	96
支 払 利 息	54
そ の 他	42
経 常 利 益	1,231
特 別 損 失	321
固 定 資 産 除 却 損	5
事 業 構 造 改 善 費 用	314
災 害 に よ る 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	909
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	7
法 人 税 等 調 整 額	△111
当 期 純 利 益	1,012

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2020年4月1日期首残高	5,895	—	—	73	73	△15	5,953
事業年度中の変動額							
その他利益剰余金からその 他資本剰余金への振替		57	57	△57	△57		—
当 期 純 利 益				1,012	1,012		1,012
自 己 株 式 の 取 得						△57	△57
自 己 株 式 の 消 却		△57	△57			57	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	955	955	△0	955
2021年3月31日期末残高	5,895	—	—	1,029	1,029	△15	6,909

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日期首残高	△0	2,253	2,253	8,206
事業年度中の変動額				
その他利益剰余金からその 他資本剰余金への振替				—
当 期 純 利 益				1,012
自 己 株 式 の 取 得				△57
自 己 株 式 の 消 却				—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	0	1	1	1
事業年度中の変動額合計	0	1	1	957
2021年3月31日期末残高	0	2,254	2,254	9,163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

日本アビオニクス株式会社
取締役会御中

EY新日本 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武 藤 太 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 諸 富 英 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

日本アビオニクス株式会社
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 藤 太 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 諸 富 英 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所のほか主要な営業拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としましては、さらなるリスク管理の強化が必要であると認識しており、事業報告に記載の内部統制システムの運用について、特にリスクの抽出、分析、評価等及びそれらに基づく審議等の状況を引続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、当社発行の第2種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として消却を行うことを決議しております。

当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2021年5月26日

日本アビオニクス株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 篠 田 亨 ⑩

社外監査役 千 原 真衣子 ⑩

社外監査役 木 邨 系 紀 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、現行定款第35条として自己の株式の取得の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	(自己の株式の取得) 第35条 本会社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)の任期が満了いたしますので、あらためて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	再任 竹内正人 (たけうちまさと)	代表取締役執行役員社長	
2	再任 山後宏幸 (さんごひろゆき)	取締役執行役員	
3	再任 呉文精 (くれぶんせい)	社外取締役会長	社外
4	再任 加藤精彦 (かとうきよひこ)	社外取締役・独立役員	社外 独立
5	再任 稲垣伸一 (いながきしんいち)	取締役	
6	新任 海野忍 (うみのしのぶ)	—	社外 独立

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>たけ</small> <small>うち</small> <small>まさ</small> <small>と</small> 竹 内 正 人 (1964年2月7日生)	1986年4月 当社入社 2008年7月 当社ソリューションプロダクツ事業部長 代理 2010年5月 当社接合機器事業部長 2014年4月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 2018年7月 当社執行役員常務 2019年6月 当社代表取締役執行役員社長(現任)	2,200株
<p style="text-align: center;">＜取締役候補者とした理由＞</p> 竹内正人氏は、接合機器等の当社民需事業を中心に豊富な経験を有し、また、2014年から執行役員として民需事業をけん引するとともに2019年から執行役員社長として業績を向上させたことから、当社グループの企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者としたものであります。			
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>さん</small> <small>ご</small> <small>ひろ</small> <small>ゆき</small> 山 後 宏 幸 (1965年1月31日生)	1987年4月 当社入社 2006年7月 当社経営企画本部経理部担当部長 2011年7月 当社経営企画本部経理部長 2015年6月 当社執行役員 チーフ・フィナンシャル・ オフィサー (CFO) (現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	2,200株
<p style="text-align: center;">＜取締役候補者とした理由＞</p> 山後宏幸氏は、当社のCFOとして長年経理・財務の責任者を務め、取締役にふさわしい知識と経験を有しており、当社グループの企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数			
3	<table border="1" data-bbox="256 421 432 477"> <tr> <td>再任</td> <td>社外</td> </tr> </table> <small>くれ</small> 呉 <small>ぶん</small> 文 <small>せい</small> 精 (1956年5月20日生)	再任	社外	1979年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入社 2008年6月 カルソニックカンセイ(株)(現マレリ(株)) 代表取締役社長CEO 2013年6月 日本電産(株) 取締役副社長執行役員 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員COO 2016年6月 ルネサスエレクトロニクス(株) 代表取締 役社長CEO 2020年1月 日本産業パートナーズ(株) シニアアドバ イザー(現任) 2020年6月 当社社外取締役会長(現任)	200株	
再任	社外					
<p align="center"><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>呉文精氏は、国際的な大企業の経営者として長年培った経験や知見を有しており、当該経験、知見等を元に当社の経営の監督、業績向上に対するご助言等を引き続きいただくため、社外取締役候補者としたものであります。</p>						
4	<table border="1" data-bbox="256 1093 520 1149"> <tr> <td>再任</td> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> <small>か</small> 加 <small>とう</small> 藤 <small>きよ</small> 精 <small>ひこ</small> 彦 (1951年12月17日生)	再任	社外	独立	1974年4月 第二精工舎(株)(現セイコーインスツル(株)) 入社 2001年4月 同社執行役員 2003年4月 同社常務執行役員 2003年6月 同社取締役常務執行役員 2007年3月 同社取締役専務執行役員 2010年11月 セイコープレジジョン(株) 代表取締役社長 2011年1月 セイコークロック(株) 取締役専務執行役員 2013年8月 日本写真印刷(株)(現NISSHA(株)) 専務執行役員 2020年6月 当社社外取締役(現任)	—
再任	社外	独立				
<p align="center"><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>加藤精彦氏は、電子部品や精密機械等の大手メーカーの経営者として培った経験や知見を有しており、当該経験や知見を当社経営の監督、業績向上に対するご助言等を引き続きいただくため、社外取締役候補者としたものであります。</p> <p>また、同氏が再任された場合には、任意の会議体である指名報酬会議のメンバーとして当社取締役候補者の選定やその報酬等の決定に対し客観的、中立的な立場で引き続き関与いただく予定です。</p>						

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 株式の 普通株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いな がき しん いち 稲 垣 伸 一 (1960年1月4日生)	1983年4月 (株)日本興業銀行(現株みずほ銀行)入社 2000年1月 JPモルガン証券(株)(現BofA証券(株))投資 銀行部門 ヴァイスプレジデント 2000年6月 メリルリンチ日本証券(株)投資銀行部門 ディレクター 2004年12月 同社投資銀行部門 マネージングディレ クター 2006年4月 日本産業パートナーズ(株) マネージング ディレクター(現任) 2019年5月 同社取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) 2020年9月 NAJホールディングス(株)代表取締役 (現任)	—
<p style="text-align: center;">＜取締役候補者とした理由＞</p> 稲垣伸一氏は、長年大手金融機関等の投資部門の責任者として培った経験や知見を当社経営に反映していただくため、取締役候補者としたものであります。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任 社外 独立</div> うみ の しのぶ 海 野 忍 (1952年8月4日生)	1975年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話(株))入 社 1999年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ 産業システ ム事業本部第三産業システム事業部長 2003年6月 同社取締役経営企画部長 2008年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション ズ(株) 代表取締役副社長 2012年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 代表取 締役社長 2017年6月 同社取締役相談役 2018年6月 同社相談役(現任) 2018年6月 (株)インターネットイニシアティブ 社外 取締役(現任) 2019年5月 (株)テラスカイ 社外取締役(現任)	—
<p style="text-align: center;">＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞</p> 海野忍氏は、国内最大の通信企業グループの経営者として長年培った経験や知見を有しており、当該経験、知見等を元に当社の経営の監督、業績向上に対するご助言等をいただくため、社外取締役候補者としたものであります。 また、同氏が選任された場合には、任意の会議体である指名報酬会議のメンバーとして当社取締役候補者の選定やその報酬等の決定に対し客観的、中立的な立場で引き続き関与いただく予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 呉文精、加藤精彦および海野忍の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、加藤精彦および海野忍の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たして

おります。加藤精彦氏は既に独立役員として届け出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であり、また、海野忍氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

また、海野忍氏は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)相談役、(株)インターネットイニシアティブ社外取締役および(株)テラスカイ社外取締役を兼任しておりますが、当社と各社とは取引関係はありません。

3. 呉文精および加藤精彦の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって1年となります。
4. 稲垣伸一氏は、業務執行を行わない取締役の候補者であります。また、同氏は、現在当社の親会社であるNAJホールディングス(株)の業務執行者であり、2020年9月から同社の業務執行者であります。なお、同氏の同社における現在および過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
5. 取締役候補者 竹内正人および山後宏幸の両氏の当社における担当および重要な兼職の状況については、「事業報告 3. 会社役員に関する事項」13頁に記載のとおりであります。
6. 当社は、社外取締役および非業務執行取締役がその期待される職務を十分に発揮できるように社外取締役 呉文精および加藤精彦の両氏ならびに非業務執行取締役 稲垣伸一氏と会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任につき同法第427条第1項の規定に定める責任限定契約を各氏との間で締結しております。その賠償責任限度額は、同法第425条第1項において最低責任限度額と定義された金額としており、各氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者 海野忍氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任につき同法第427条第1項の規定に定める責任限定契約を同氏との間で締結する予定です。その賠償責任限度額は、同法第425条第1項において最低責任限度額と定義された金額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金や訴訟費用などを、違法な利益や犯罪的、詐欺的行為に起因するものを除き、当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しています。
8. 日本産業パートナーズ株式会社は、その完全子会社の日本産業第5号GP株式会社が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合を通して、当社の親会社であるNAJホールディングス株式会社に24.11%出資しており、間接的に当社の株式を保有しております。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は2020年6月24日開催の第70期定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内であり、また、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円（うち社外取締役は3百万円）以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株（うち社外取締役は1,500株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本

割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条

件に、2021年6月23日開催予定の取締役会において、上記基本方針を本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

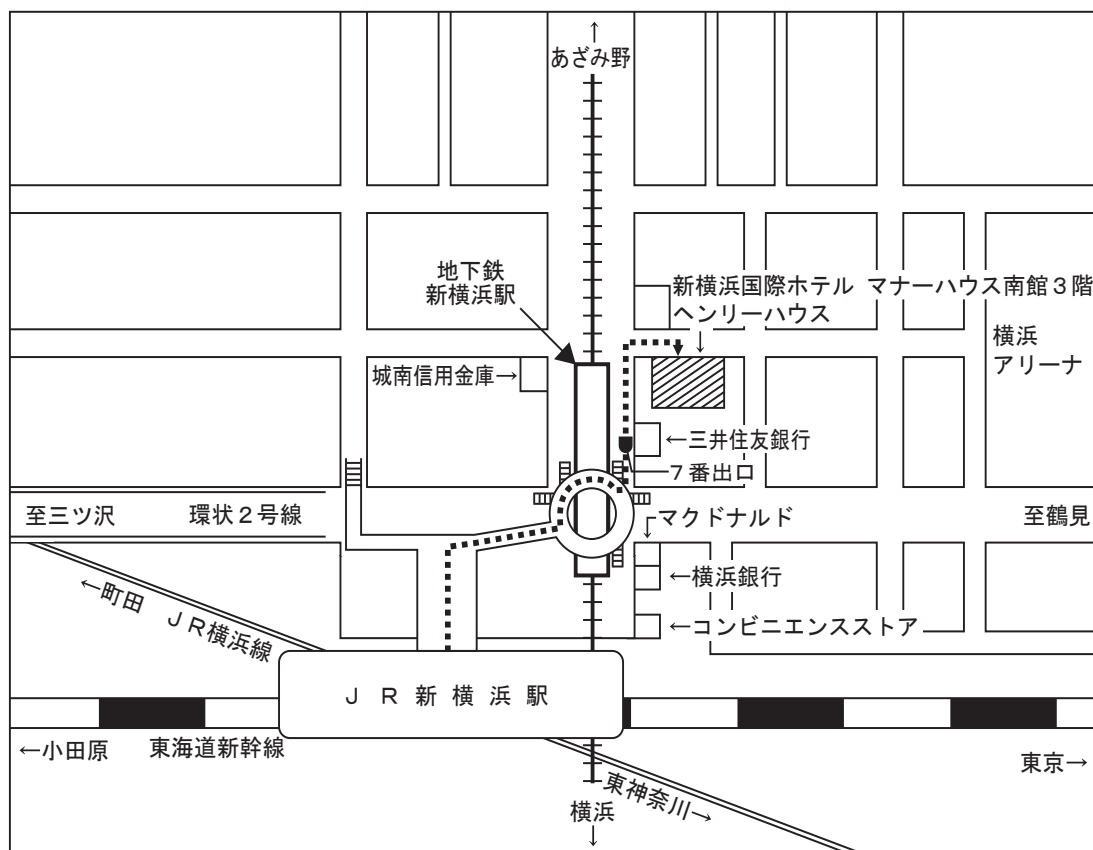
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番8号
新横浜国際ホテル

株主総会の来会記念品はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



ご利用いただく交通機関

J R 「新横浜駅」・北口より歩行者デッキを利用し徒歩3分
横浜市営地下鉄「新横浜駅」7番出口より徒歩1分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場変更

開催場所が例年の会場から変更となりますので、お間違いのない
ようご注意願います。

